

**平成 30 年度 春日井市地域防災計画(風水害等災害対策計画)
新旧対照表 (案)**

平成 30 年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修正前	修正後	備考																								
13	19	<p>第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社 電源開発株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部電力株式会社 電源開発株式会社	(略)	(略)	(略)	(追加)				<p>第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</td> <td>—</td> <td><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部電力株式会社、電源開発株式会社	(略)	(略)	(略)	株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	—	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>	—	<p>表記の整理 対策の追加</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																									
中部電力株式会社 電源開発株式会社	(略)	(略)	(略)																									
(追加)																												
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																									
中部電力株式会社、電源開発株式会社	(略)	(略)	(略)																									
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	—	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>	—																									
22	23	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第2節 情報の収集・連絡体制の整備 災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、情報連絡体制の多重化を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第2節 情報の収集・連絡体制の整備 災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、<u>通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、情報連絡体制の多重化など、通信施設の防災構造化</u>を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充</p>	<p>対策の追加</p>																								

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 有線通信施設</p> <p>ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社名古屋支店、中部電力株式会社春日井営業所及び東邦ガス株式会社春日井営業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>を図る。</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 有線通信施設</p> <p>ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社名古屋支店、<u>中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所</u>及び東邦ガス株式会社春日井営業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	表記の整理
25	1	<p>5 防災情報システムの整備</p> <p><u>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u></p> <p><u>また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	(削除)	表記の整理
36	29	<p>第2章 市民の防災行動力の向上</p> <p>第3節 自主防災組織の<u>育成</u></p> <p>(略)</p> <p><u>その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者との連携が必要</u> <u>なため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災機関等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第2章 市民の防災行動力の向上</p> <p>第3節 自主防災組織の<u>推進</u></p> <p>(略)</p> <p><u>その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p><u>また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するN</u></p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
			<u>P O及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のN P O等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>	
37	28	<p>3 活動に対する市の支援</p> <p>(1) 技術指導の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進</p> <p>市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 活動に対する市の支援</p> <p>(1) 技術指導の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進</p> <p>市は、自主防災組織が<u>防災に関するN P O、消防団、女性消防団</u>、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
38	28	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>1 連携協力体制の推進</p> <p>ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め<u>関係団体が連携協力して災害時の活動が円滑にできるよう、団体相互の協力・連絡体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>1 連携協力体制の推進</p> <p>ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め<u>日本赤十字社等やボランティア団体が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
40	24	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策</p> <p>2 避難行動要支援者対策</p> <p>(1) 災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p>	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策</p> <p>2 避難行動要支援者対策</p> <p>(1) <u>要配慮者のうち</u>、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ (略) エ 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供 消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>その他</u>、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をこの計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について定めておく。 (追加) (略)</p> <p>(3) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から<u>避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア～ウ (略) エ 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供 消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<u>その他</u>避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をこの計画であらかじめ定めておく。 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について定めておく。 <u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(3) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から<u>福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>表記の整理 対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
43	15	<p>9 要配慮者利用施設に係る災害対策</p> <p>(4) 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地についてこの計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(5) この計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>9 要配慮者利用施設に係る災害対策</p> <p>(4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地についてこの計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(5) この計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
44	15	<p>第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 マニュアルの作成</p> <p>(3) 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>(4) <u>区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>図る。</p> <p>第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 マニュアルの作成</p> <p>(3) 「<u>避難勧告に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>(4) <u>区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定する。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
45	12	<p>2 判断基準の設定に係る助言</p> <p>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p>	<p>2 判断基準等の設定に係る助言</p> <p>判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p>	<p>表記の整理</p>
45	15	<p>3 事前準備</p> <p><u>避難勧告等を発令する際(土砂災害については、それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>3 事前準備</p> <p><u>避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
49	8	<p>第3章 災害に強い都市の形成</p> <p>第1節 防災まちづくりの推進</p> <p>2 宅地等の安全対策</p> <p>(5) 治山対策</p> <p><u>山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者利用施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</u></p>	<p>第3章 災害に強い都市の形成</p> <p>第1節 防災まちづくりの推進</p> <p>2 宅地等の安全対策</p> <p>(5) 治山対策</p> <p><u>山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(6) 土砂災害対策の推進 県は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流のうち、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域にしている。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(7) ア (略) イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 ア 計画の策定等 (ア) 計画の策定 (略) (イ) 訓練の実施 (略) イ 実施状況の確認等 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計</p>	<p>力してその旨を周知する。</p> <p>(6) 土砂災害対策の推進 県は、<u>土砂災害危険箇所等</u>について順次、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査</u>を行い、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域に指定している。 市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(7) ア (略) イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制</u>の充実・強化を図る。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u>(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該<u>要配慮者利用施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 (ア) 計画の作成 (略) (イ) 訓練の実施 (略) イ <u>施設管理者等に対する防災知識の普及</u> 市は、<u>地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>土砂災害防止法の改正</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 老朽ため池 (略)</p> <p>また、決壊した場合、<u>人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）</u>について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p><u>在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。</u></p> <p>ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、<u>当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u></p> <p>エ 市長の指示等 市長は、<u>地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 老朽ため池 (略)</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）</u>について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>土砂災害防止法の改正</p> <p>表記の整理</p>
53	30	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(3) 河川等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 河川情報等の提供</p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(3) 河川等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 河川情報等の提供</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。</p> <p>また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>エ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>オ 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る</p>	<p>中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。</p> <p>また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。</p> <p>エ <u>予想される水災の危険の周知等</u></p> <p><u>市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>水災害連携の連絡会・協議会</u></p> <p>(ア) <u>洪水予報連絡会</u></p> <p><u>県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。</u></p> <p>(イ) <u>水防協議会</u></p> <p><u>県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u></p> <p>キ 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川又は水位情報を周知する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水</p>	<p>対策の追加</p> <p>水防法の改正</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p>カ（略） （追加）</p> <p>キ（略） ク（略） ケ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(ア) 計画の策定等 a 計画の策定 b（略）</p> <p>(イ)（略） (ウ) <u>実施状況の確認等</u> 市及び県は、<u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。</u></p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p>ク（略） ケ 水防管理者における措置 <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。</u></p> <p>コ（略） カ（略） シ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</p> <p>(ア) 計画の作成等 a 計画の作成 b（略）</p> <p>(イ)（略） (ウ) <u>施設管理者等に対する防災知識の普及</u> 市は、<u>地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。</u></p> <p>(エ) <u>施設管理者等に対する支援</u> 市及び県は、<u>当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u></p> <p>(オ) <u>市長の指示等</u> 市長は、<u>地域防災計画にその名称及び所在地を定</u></p>	<p>水防法の改正</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改</p>

頁	行	修正前	修正後	備考				
			<p><u>められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>	正				
59	17	<p>コ (略)</p> <p>第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 ア 指定避難所 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>指定避難所</td> <td>味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、<u>旧藤山台東小学校施設(※)</u>、旧西藤山台小学校施設、中部大学</td> </tr> </table> <p>(※) <u>旧藤山台東小学校施設については、改修工事のため、平成29年7月から平成30年3月まで使用不可</u></p> <p>イ～オ (略) (2) 指定避難所の整備 ア～ウ (略) エ (略) (ア) 情報受発信手段の整備：防災無線、ファクシミリ、</p>	指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、 <u>旧藤山台東小学校施設(※)</u> 、旧西藤山台小学校施設、中部大学	<p>ス (略)</p> <p>第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 ア 指定避難所 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>指定避難所</td> <td>味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、<u>高蔵寺まなびと交流センター</u>、旧西藤山台小学校施設、中部大学</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>イ～オ (略) (2) 指定避難所の整備 ア～ウ (略) エ (略) (ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ</p>	指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、 <u>高蔵寺まなびと交流センター</u> 、旧西藤山台小学校施設、中部大学	<p>旧藤山台東小学校施設の整備終了にかかる変更</p> <p>表記の追加</p>
指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、 <u>旧藤山台東小学校施設(※)</u> 、旧西藤山台小学校施設、中部大学							
指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、 <u>高蔵寺まなびと交流センター</u> 、旧西藤山台小学校施設、中部大学							

頁	行	修正前	修正後	備考
		拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン等 (イ) (略) (ウ) (略) (3) (略) (4) 避難に関する広報 (略) ア (略) イ (略) ウ その他 (ア) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (イ) (略)	リ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、 <u>ホワイトボード等</u> (イ) (略) (ウ) (略) (3) (略) (4) 避難に関する広報 (略) ア (略) イ (略) ウ その他 (ア) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u> (イ) (略)	愛知県避難誘導標識等設置指針の改定
66	19	第4章 防災に関する調査研究 3 (略) (追加)	第4章 防災に関する調査研究 3 (略) 4 <u>地籍調査</u> <u>市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</u>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考												
74	15	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (1)～(5) (略)</p> <p>災害対策本部組織図</p> <p>春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部」 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長） 春日井市災害警戒本部 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 ボランティア部 会計部 現地災害対策本部 消防補助員 指定避難所 福祉避難所 施設配備態勢 部長会議</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (1)～(5) (略)</p> <p>災害対策本部組織図</p> <p>春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長） 春日井市災害警戒本部 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 ボランティア部 会計部 部長会議 現地災害対策本部 消防補助員 指定避難所 福祉避難所 施設配備態勢</p>	体制の整理												
79	23	<p>5 配備態勢 (1) 配備態勢 (略)</p> <p>施設配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動態勢</td> <td>スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1</td> <td>1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 追認避難所の開設（必要に応じて）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備要員	主な活動内容	初動態勢	スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1	1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 追認避難所の開設（必要に応じて）	<p>5 配備態勢 (1) 配備態勢 (略)</p> <p>施設配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動態勢</td> <td>スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1</td> <td>1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 施設の応急復旧 3 追認避難所の開設</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備要員	主な活動内容	初動態勢	スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1	1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 施設の応急復旧 3 追認避難所の開設	表記の整理
種別	配備要員	主な活動内容														
初動態勢	スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1	1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 追認避難所の開設（必要に応じて）														
種別	配備要員	主な活動内容														
初動態勢	スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1	1 施設の点検及び被害状況の確認・伝達 2 施設の応急復旧 3 追認避難所の開設														

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																			
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1次非常 配備態勢</td> <td>施設長 ほか1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2次非常 配備態勢</td> <td>全職員の概ね半数 (ただし、特定施設 は、行政職員の概ね 半数)</td> <td> <u>1 施設の点検及び 被害状況の確認伝 達</u> <u>2 施設の応急復旧</u> <u>3 追認避難所の開 設 (必要に応じて)</u> </td> </tr> </table> <p>(2) 配備の報告 (略) ア (略) イ 施設長は、所属する主管課課長補佐職を通じて動員部に報告する。</p>		名		第1次非常 配備態勢	施設長 ほか1名		第2次非常 配備態勢	全職員の概ね半数 (ただし、特定施設 は、行政職員の概ね 半数)	<u>1 施設の点検及び 被害状況の確認伝 達</u> <u>2 施設の応急復旧</u> <u>3 追認避難所の開 設 (必要に応じて)</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>名</td> <td>設 (必要に応じて)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常 配備態勢</td> <td>施設長 ほか1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2次非常 配備態勢</td> <td>全職員の概ね半数 (ただし、特定施設 は、行政職員の概ね 半数)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 配備の報告 (略) ア (略) イ 施設長は、所属する主管課を通じて動員部に報告する。</p>		名	設 (必要に応じて)	第1次非常 配備態勢	施設長 ほか1名		第2次非常 配備態勢	全職員の概ね半数 (ただし、特定施設 は、行政職員の概ね 半数)		体制の整理																																																																	
	名																																																																																						
第1次非常 配備態勢	施設長 ほか1名																																																																																						
第2次非常 配備態勢	全職員の概ね半数 (ただし、特定施設 は、行政職員の概ね 半数)	<u>1 施設の点検及び 被害状況の確認伝 達</u> <u>2 施設の応急復旧</u> <u>3 追認避難所の開 設 (必要に応じて)</u>																																																																																					
	名	設 (必要に応じて)																																																																																					
第1次非常 配備態勢	施設長 ほか1名																																																																																						
第2次非常 配備態勢	全職員の概ね半数 (ただし、特定施設 は、行政職員の概ね 半数)																																																																																						
83	3	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求 (災害対策基本法第67条) (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">連 絡 先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">犬山市</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2"></td> <td>0568-44-0346</td> </tr> <tr> <td>0568-44-0367</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">江南市</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2"></td> <td>0587-54-1111</td> </tr> <tr> <td>0587-54-0800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小牧市</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2"></td> <td>0568-76-1171</td> </tr> <tr> <td>0568-41-3799</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩倉市</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2"></td> <td>0587-38-5831</td> </tr> <tr> <td>0587-66-6100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大口町</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2"></td> <td>0587-95-1966</td> </tr> <tr> <td>0587-95-5721</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">扶桑町</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2"></td> <td>0587-93-1111</td> </tr> <tr> <td>0587-93-2034</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連 絡 先	電話	FAX	犬山市	(略)	(略)		0568-44-0346	0568-44-0367	江南市	(略)	(略)		0587-54-1111	0587-54-0800	小牧市	(略)	(略)		0568-76-1171	0568-41-3799	岩倉市	(略)	(略)		0587-38-5831	0587-66-6100	大口町	(略)	(略)		0587-95-1966	0587-95-5721	扶桑町	(略)	(略)		0587-93-1111	0587-93-2034	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求 (災害対策基本法第67条) (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">連 絡 先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">犬山市</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> <td>0568-44-0346</td> </tr> <tr> <td>0568-44-0367</td> </tr> <tr> <td>715-2-1382</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">江南市</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> <td>0587-54-1111</td> </tr> <tr> <td>0587-54-0800</td> </tr> <tr> <td>717-2-151</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小牧市</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> <td>0568-76-1171</td> </tr> <tr> <td>0568-41-3799</td> </tr> <tr> <td>719-2-228</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩倉市</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> <td>0587-38-5831</td> </tr> <tr> <td>0587-66-6100</td> </tr> <tr> <td>728-2-632</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大口町</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3"></td> <td>0587-95-1966</td> </tr> <tr> <td>0587-95-5721</td> </tr> <tr> <td>740-2-111</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連 絡 先	電話	FAX	犬山市	(略)	(略)		0568-44-0346	0568-44-0367	715-2-1382	江南市	(略)	(略)		0587-54-1111	0587-54-0800	717-2-151	小牧市	(略)	(略)		0568-76-1171	0568-41-3799	719-2-228	岩倉市	(略)	(略)		0587-38-5831	0587-66-6100	728-2-632	大口町	(略)	(略)		0587-95-1966	0587-95-5721	740-2-111	防災行政無線番号の追加
市町名	担当部課名	住 所					連 絡 先	電話																																																																															
			FAX																																																																																				
犬山市	(略)	(略)		0568-44-0346																																																																																			
				0568-44-0367																																																																																			
江南市	(略)	(略)		0587-54-1111																																																																																			
				0587-54-0800																																																																																			
小牧市	(略)	(略)		0568-76-1171																																																																																			
				0568-41-3799																																																																																			
岩倉市	(略)	(略)		0587-38-5831																																																																																			
				0587-66-6100																																																																																			
大口町	(略)	(略)		0587-95-1966																																																																																			
				0587-95-5721																																																																																			
扶桑町	(略)	(略)		0587-93-1111																																																																																			
				0587-93-2034																																																																																			
市町名	担当部課名	住 所	連 絡 先	電話																																																																																			
				FAX																																																																																			
犬山市	(略)	(略)		0568-44-0346																																																																																			
				0568-44-0367																																																																																			
				715-2-1382																																																																																			
江南市	(略)	(略)		0587-54-1111																																																																																			
				0587-54-0800																																																																																			
				717-2-151																																																																																			
小牧市	(略)	(略)		0568-76-1171																																																																																			
				0568-41-3799																																																																																			
				719-2-228																																																																																			
岩倉市	(略)	(略)		0587-38-5831																																																																																			
				0587-66-6100																																																																																			
				728-2-632																																																																																			
大口町	(略)	(略)		0587-95-1966																																																																																			
				0587-95-5721																																																																																			
				740-2-111																																																																																			

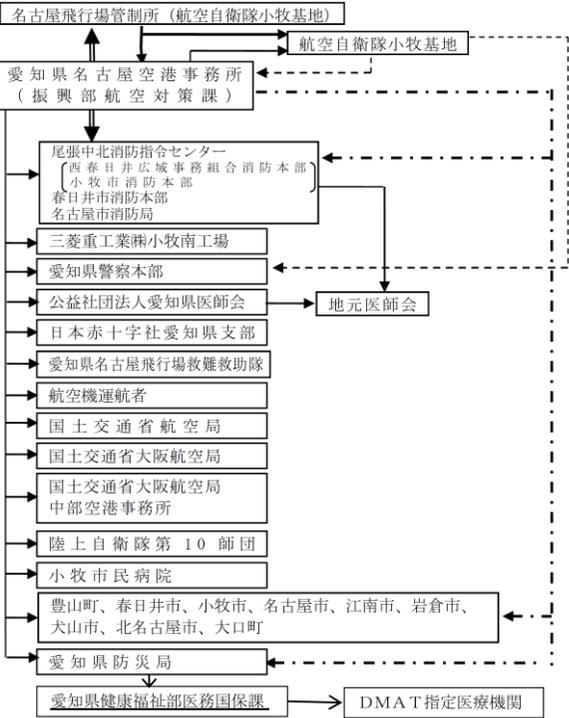
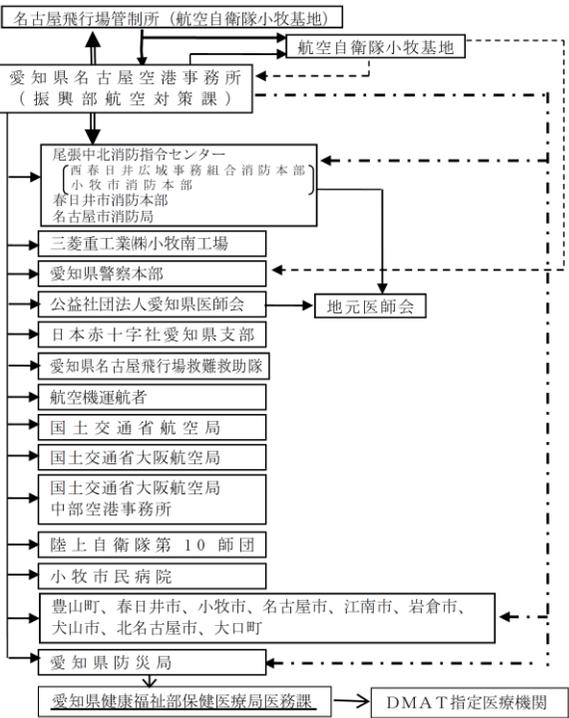
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																		
		(略) (2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>担当部課名</th> <th>住 所</th> <th>連絡先</th> <th>電話 FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>市長直轄組織 防災課</td> <td>(略)</td> <td>0561-88-2600 0561-21-6607</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0568-76-1171 0568-41-3799</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-76-8127 0561-52-0831</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊明市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0562-92-8305 0562-92-1141</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日進市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-73-3279 0561-74-0258</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清須市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>052-400-2911 052-400-2963</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北名古屋市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0568-22-1111 0568-26-4100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長久手市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-56-0611 0561-63-6585</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-38-3111 (内線2332) 0568-26-4100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0568-28-0355 0568-29-1177</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電話 FAX	瀬戸市	市長直轄組織 防災課	(略)	0561-88-2600 0561-21-6607		小牧市	(略)	(略)	0568-76-1171 0568-41-3799		尾張旭市	(略)	(略)	0561-76-8127 0561-52-0831		豊明市	(略)	(略)	0562-92-8305 0562-92-1141		日進市	(略)	(略)	0561-73-3279 0561-74-0258		清須市	(略)	(略)	052-400-2911 052-400-2963		北名古屋市	(略)	(略)	0568-22-1111 0568-26-4100		長久手市	(略)	(略)	0561-56-0611 0561-63-6585		東郷町	(略)	(略)	0561-38-3111 (内線2332) 0568-26-4100		豊山町	(略)	(略)	0568-28-0355 0568-29-1177		<table border="1"> <tr> <td>扶桑町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0587-93-1111 0587-93-2034 741-2-216</td> </tr> </table> (略) (2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>担当部課名</th> <th>住 所</th> <th>連絡先</th> <th>電話 FAX 防災行政無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>市長直轄組織 危機管理課</td> <td>(略)</td> <td>0561-88-2600 0561-21-6607 704-2-532</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-76-8127 0561-52-0831 726-2-382</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊明市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0562-92-8305 0562-92-1141 729-4605</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日進市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-73-3279 0561-74-0258 730-2-242</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清須市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>052-400-2911 052-400-2963 739-2-3115</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北名古屋市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0568-22-1111 0568-26-4100 736-2-2213</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長久手市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-56-0611 0561-63-6585 732-2-366</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0561-56-0719 0561-38-0001 731-2-2332</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0568-28-0355 0568-29-1177 734-2-384</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	扶桑町	(略)	(略)	0587-93-1111 0587-93-2034 741-2-216	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電話 FAX 防災行政無線	瀬戸市	市長直轄組織 危機管理課	(略)	0561-88-2600 0561-21-6607 704-2-532		小牧市	(略)	(略)	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228		尾張旭市	(略)	(略)	0561-76-8127 0561-52-0831 726-2-382		豊明市	(略)	(略)	0562-92-8305 0562-92-1141 729-4605		日進市	(略)	(略)	0561-73-3279 0561-74-0258 730-2-242		清須市	(略)	(略)	052-400-2911 052-400-2963 739-2-3115		北名古屋市	(略)	(略)	0568-22-1111 0568-26-4100 736-2-2213		長久手市	(略)	(略)	0561-56-0611 0561-63-6585 732-2-366		東郷町	(略)	(略)	0561-56-0719 0561-38-0001 731-2-2332		豊山町	(略)	(略)	0568-28-0355 0568-29-1177 734-2-384		表記の整理 防災行政無線番号の追加
市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電話 FAX																																																																																																																		
瀬戸市	市長直轄組織 防災課	(略)	0561-88-2600 0561-21-6607																																																																																																																			
小牧市	(略)	(略)	0568-76-1171 0568-41-3799																																																																																																																			
尾張旭市	(略)	(略)	0561-76-8127 0561-52-0831																																																																																																																			
豊明市	(略)	(略)	0562-92-8305 0562-92-1141																																																																																																																			
日進市	(略)	(略)	0561-73-3279 0561-74-0258																																																																																																																			
清須市	(略)	(略)	052-400-2911 052-400-2963																																																																																																																			
北名古屋市	(略)	(略)	0568-22-1111 0568-26-4100																																																																																																																			
長久手市	(略)	(略)	0561-56-0611 0561-63-6585																																																																																																																			
東郷町	(略)	(略)	0561-38-3111 (内線2332) 0568-26-4100																																																																																																																			
豊山町	(略)	(略)	0568-28-0355 0568-29-1177																																																																																																																			
扶桑町	(略)	(略)	0587-93-1111 0587-93-2034 741-2-216																																																																																																																			
市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電話 FAX 防災行政無線																																																																																																																		
瀬戸市	市長直轄組織 危機管理課	(略)	0561-88-2600 0561-21-6607 704-2-532																																																																																																																			
小牧市	(略)	(略)	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228																																																																																																																			
尾張旭市	(略)	(略)	0561-76-8127 0561-52-0831 726-2-382																																																																																																																			
豊明市	(略)	(略)	0562-92-8305 0562-92-1141 729-4605																																																																																																																			
日進市	(略)	(略)	0561-73-3279 0561-74-0258 730-2-242																																																																																																																			
清須市	(略)	(略)	052-400-2911 052-400-2963 739-2-3115																																																																																																																			
北名古屋市	(略)	(略)	0568-22-1111 0568-26-4100 736-2-2213																																																																																																																			
長久手市	(略)	(略)	0561-56-0611 0561-63-6585 732-2-366																																																																																																																			
東郷町	(略)	(略)	0561-56-0719 0561-38-0001 731-2-2332																																																																																																																			
豊山町	(略)	(略)	0568-28-0355 0568-29-1177 734-2-384																																																																																																																			

頁	行	修正前	修正後	備考
86	14	<p>7 郵便局に対する協力要請</p> <p>市は、春日井郵便局を始め市内の郵便局と「<u>災害対策支援協力に関する覚書</u>」を締結しており、災害の規模等必要に応じ、次の事項について協力要請を行う。</p> <p>(1) 郵便局の施設・用地の避難場所や物資集配場所としての提供</p> <p>(2) 対策本部あての救援物資等の保管等</p> <p>(3) <u>被災市民の避難先や避難状況などの情報提供</u></p> <p>(4) <u>応急対策及び復旧対策の市民等への広報</u></p> <p>(5) <u>避難所への臨時郵便差出箱の設置</u> 資料 「様式・資料集」災害対策支援協力に関する覚書 (資料5-5) (追加)</p>	<p>7 郵便局に対する協力要請</p> <p>市は、春日井郵便局を始め市内の郵便局と「<u>災害発生時における協力に関する協定</u>」を締結しており、災害の規模等必要に応じ、次の事項について協力要請を行う。</p> <p>(1) 郵便局の施設・用地の避難場所や物資集積場所等としての提供</p> <p>(2) 対策本部あての救援物資等の保管等</p> <p>(3) <u>緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合には限る。ただし、郵便配達車両は除く。）</u></p> <p>(4) <u>避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供</u></p> <p>(5) <u>郵便局ネットワークを活用した広報活動</u></p> <p>(6) <u>災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</u> ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除</p> <p>(7) <u>郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供</u></p> <p>(8) <u>避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項</u></p> <p>(9) <u>株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</u></p>	協定の締結
90	10	<p>第4節 ボランティアとの連携</p> <p>2 ボランティアコーディネーター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 ボランティアとの連携</p> <p>2 ボランティアコーディネーター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>ボランティア団体等との連携</u> 市及び県は、<u>社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全</u></p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p>体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p> <p><u>ボランティア受入れの流れ</u></p>	表記の整理
93	6	<p>第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略) 県災害対策本部へ通じる非常通信ルート</p>	<p>第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略) 県災害対策本部へ通じる非常通信ルート</p>	名称の変更

頁	行	修正前	修正後	備考																				
		<p>名古屋市内無線局</p> <p>春日井市（災害対策本部） 尾張建設事務所</p> <p>春日井保健所</p> <p>愛知用水水道事務所高蔵寺浄水場</p> <p>中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋国道維持第2出張所 庄内川河川事務所</p> <p>春日井警察署</p> <p>中部電力株式会社春日井営業所</p> <p>東邦ガス株式会社春日井営業所</p> <p>愛知県 (災害対策本部)</p> <p>中部地方整備局</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>中部電力株式会社本社</p> <p>東邦ガス株式会社本社</p>	<p>名古屋市内無線局</p> <p>春日井市（災害対策本部） 尾張建設事務所</p> <p>春日井保健所</p> <p>愛知用水水道事務所高蔵寺浄水場</p> <p>中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋国道維持第2出張所 庄内川河川事務所</p> <p>春日井警察署</p> <p>中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー春日井営業所</p> <p>東邦ガス株式会社春日井営業所</p> <p>愛知県 (災害対策本部)</p> <p>中部地方整備局</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>中部電力株式会社本社</p> <p>東邦ガス株式会社本社</p>																					
95	8	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 17 八田川流域で 11.4 地蔵川流域で 11.3 複合基準※1が</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	(略)	暴風雪警報	(略)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略)	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 17 八田川流域で 11.4 地蔵川流域で 11.3 複合基準※1が	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 17 八田川流域で 11.4 地蔵川流域で 11.3 複合基準※1が</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	(略)	暴風雪警報	(略)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略)	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 17 八田川流域で 11.4 地蔵川流域で 11.3 複合基準※1が	<p>語句の修正</p>
種類	発表基準																							
暴風警報	(略)																							
暴風雪警報	(略)																							
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略)																							
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 17 八田川流域で 11.4 地蔵川流域で 11.3 複合基準※1が																							
種類	発表基準																							
暴風警報	(略)																							
暴風雪警報	(略)																							
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略)																							
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数が 内津川流域で 17 八田川流域で 11.4 地蔵川流域で 11.3 複合基準※1が																							

頁	行	修正前	修正後	備考												
		<p>内津川流域で (10、16.8) 八田川流域で (10、10.2) <u>庄名川流域で (10、43.8)</u> を超える予想されるとき 庄内川に指定河川洪水予報 (氾濫警戒情報等) が発表される場合</p>	<p>内津川流域で (10、16.8) 八田川流域で (10、10.2) <u>庄内川流域で (10、43.8)</u> を超える予想されるとき 庄内川に指定河川洪水予報 (氾濫警戒情報等) が発表される場合</p>													
99	3	<p>2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 (略) ア～ウ (略) エ 知事が通知する水位周知河川 (避難判断水位 <u>(特別警戒水位)</u>)</p>	<p>2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 (略) ア～ウ (略) エ 知事が通知する水位周知河川 (避難判断水位、<u>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</u>、<u>氾濫発生</u>)</p>	表記の整理												
111	4	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 5 重要な災害情報の収集及び伝達 (略) 消防庁への連絡先 <u>(緊急消防援助隊の応援要請先)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(N T T回線)</td> <td>(消防防災無線)</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7527</td> <td>7527</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7537 (FAX)</td> <td>7537 (FAX)</td> </tr> </table>	(N T T回線)	(消防防災無線)	03-5253-7527	7527	03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 5 重要な災害情報の収集及び伝達 (略) 消防庁への連絡先 緊急消防援助隊の応援要請先 <u>(消防庁災害対策本部広域応援班)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(N T T回線)</td> <td>(消防防災無線)</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7527</td> <td>7527</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7537 (FAX)</td> <td>7537 (FAX)</td> </tr> </table>	(N T T回線)	(消防防災無線)	03-5253-7527	7527	03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)	表記の整理
(N T T回線)	(消防防災無線)															
03-5253-7527	7527															
03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)															
(N T T回線)	(消防防災無線)															
03-5253-7527	7527															
03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)															
116	5	<p>第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 2 異常時の消防活動 (2) 消防巡視 (略) ア 巡視の基準 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) <u>時間雨量が 30mm に達したとき。</u> (エ) (略) (オ) (略)</p>	<p>第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 2 異常時の消防活動 (2) 消防巡視 (略) ア 巡視の基準 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) <u>1時間あたりの雨量が 30mm に達したとき。</u> (エ) (略) (オ) (略)</p>	表記の整理												

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(注) 1 (略) 2 時間雨量は、正時(00分)を基準として計測した値とする。 3 消防巡視中に雨量が、時間雨量30mmを超えた場合は、引き続き再度水防危険個所を巡視する。</p> <p>イ (略)</p>	<p>(注) 1 (略) (削除) 2 消防巡視中に、1時間あたりの雨量が30mmを超えた場合は、引き続き再度水防危険個所を巡視する。</p> <p>イ (略)</p>	
118	2	<p>4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合(関係分)</p>  <p>伝達手段 専用線(クラッシュホン) 副次ルート(県防災行政無線) 専用線(ホットライン) 自衛隊機の場合の通報 一般加入回線</p>	<p>4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合(関係分)</p>  <p>伝達手段 専用線(クラッシュホン) 副次ルート(県防災行政無線) 専用線(ホットライン) 自衛隊機の場合の通報 一般加入回線</p>	名称の変更

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） (ア) 民間航空機の場合</p>	<p>(2) 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） (ア) 民間航空機の場合</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考												
		<p>(イ) 自衛隊機の場合</p>	<p>(イ) 自衛隊機の場合</p>													
126	21	<p>8 林野火災対策 (2) 市の措置 ア～コ (略) サ 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋分局へその確保の応援を要求する。 シ (略)</p>	<p>8 林野火災対策 (2) 市の措置 ア～コ (略) サ 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。 シ (略)</p>	表記の整理												
131	3	<p>第3節 広域応援の要請 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-33)</td> <td>県内 35 市町村・消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-33)	県内 35 市町村・消防組合	<p>第3節 広域応援の要請 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-33)</td> <td>県内 37 市町村・消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-33)	県内 37 市町村・消防組合	協定機関の変更
協定名称		協定機関														
1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-33)	県内 35 市町村・消防組合														
協定名称		協定機関														
1	愛知県内広域消防相互応援協定(資料5-33)	県内 37 市町村・消防組合														

頁	行	修正前			修正後			備考
		2	消防相互応援協定（資料5-34）	（略）	2	消防相互応援協定（資料5-34）	（略）	
		3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5-38）	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、 <u>豊明市</u> 、 <u>西春日井広域事務組合</u> 、 <u>蟹江町</u> 、 <u>海部東部消防組合</u> 、 <u>尾三消防組合</u> 、 <u>海部南部消防組合</u> 、 <u>愛西市</u> 、 <u>長久手市</u> 、 <u>春日井市</u>	3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5-38）	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、 <u>西春日井広域事務組合</u> 、 <u>蟹江町</u> 、 <u>海部東部消防組合</u> 、 <u>尾三消防組合</u> 、 <u>海部南部消防組合</u> 、 <u>愛西市</u> 、 <u>春日井市</u>	
		4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5-35）	（略）	4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5-35）	（略）	
136	23	第4章 水防活動 第2節 水防活動の実施 1～7 （略） （追加） （追加）			第4章 水防活動 第2節 水防活動の実施 1～7 （略） <u>8 緊急通行</u> <u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u> <u>9 公用負担</u> <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u>			水防法の改正 水防法の改正

頁	行	修正前	修正後	備考
137	4	<p>第5章 救援及び救護 第1節 避難</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（<u>家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備</u>）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の<u>安全確保に関する措置</u>を指示することができる。</p> <p>（略）</p>	<p>第5章 救援及び救護 第1節 避難</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（<u>避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備</u>）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の<u>安全確保措置</u>を指示することができる。<u>ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u></p> <p>（略）</p>	表記の整理
139	29	<p>1 避難勧告等</p> <p>(6) 避難勧告及び避難指示（緊急）等の時期</p> <p>避難勧告及び避難指示（緊急）は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、<u>住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u></p>	<p>1 避難勧告等</p> <p>(6) 避難勧告及び避難指示（緊急）等の時期</p> <p>避難勧告及び避難指示（緊急）は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、<u>避難所で滞在するための衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u></p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																			
		<p>(略)</p> <p>(7)~(10) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(11) 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(7)~(10) (略)</p> <p>(11) <u>ホットラインによる情報提供・共有</u> <u>県は、「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難勧告等に資する情報提供を行う。</u></p> <p>(12) 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに<u>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>																																			
149	7	<p>第3節 食糧</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張中央農業協同組合</td> <td rowspan="13">米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等</td> </tr> <tr> <td>春日井商工会議所</td> </tr> <tr> <td>春日井市商店街連合会</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合 コープあいち</td> </tr> <tr> <td>株式会社清水屋春日井店</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社イオン春日井店</td> </tr> <tr> <td>ユニー株式会社アピタ高蔵寺店</td> </tr> <tr> <td>株式会社カーマ</td> </tr> <tr> <td>株式会社ケーヨー</td> </tr> <tr> <td>株式会社エンチャー</td> </tr> <tr> <td>株式会社ホームセンターアント</td> </tr> <tr> <td>株式会社オークワ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定先	物資の種別	尾張中央農業協同組合	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等	春日井商工会議所	春日井市商店街連合会	生活協同組合 コープあいち	株式会社清水屋春日井店	イオンリテール株式会社イオン春日井店	ユニー株式会社アピタ高蔵寺店	株式会社カーマ	株式会社ケーヨー	株式会社エンチャー	株式会社ホームセンターアント	株式会社オークワ	(略)	(略)	<p>第3節 食糧</p> <p>5 物資の調達に関する協定</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>物資の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張中央農業協同組合</td> <td rowspan="13">米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等</td> </tr> <tr> <td>春日井商工会議所</td> </tr> <tr> <td>春日井市商店街連合会</td> </tr> <tr> <td>生活協同組合 コープあいち</td> </tr> <tr> <td>株式会社清水屋春日井店</td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社イオン春日井店</td> </tr> <tr> <td>ユニー株式会社アピタ高蔵寺店</td> </tr> <tr> <td>株式会社カーマ</td> </tr> <tr> <td>株式会社ケーヨー</td> </tr> <tr> <td>株式会社エンチャー</td> </tr> <tr> <td>株式会社ホームセンターアント</td> </tr> <tr> <td>株式会社オークワ</td> </tr> <tr> <td>株式会社バローホールディングス</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定先	物資の種別	尾張中央農業協同組合	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等	春日井商工会議所	春日井市商店街連合会	生活協同組合 コープあいち	株式会社清水屋春日井店	イオンリテール株式会社イオン春日井店	ユニー株式会社アピタ高蔵寺店	株式会社カーマ	株式会社ケーヨー	株式会社エンチャー	株式会社ホームセンターアント	株式会社オークワ	株式会社バローホールディングス	(略)	(略)	<p>協定の締結</p>
協定先	物資の種別																																						
尾張中央農業協同組合	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等																																						
春日井商工会議所																																							
春日井市商店街連合会																																							
生活協同組合 コープあいち																																							
株式会社清水屋春日井店																																							
イオンリテール株式会社イオン春日井店																																							
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店																																							
株式会社カーマ																																							
株式会社ケーヨー																																							
株式会社エンチャー																																							
株式会社ホームセンターアント																																							
株式会社オークワ																																							
(略)		(略)																																					
協定先	物資の種別																																						
尾張中央農業協同組合	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等																																						
春日井商工会議所																																							
春日井市商店街連合会																																							
生活協同組合 コープあいち																																							
株式会社清水屋春日井店																																							
イオンリテール株式会社イオン春日井店																																							
ユニー株式会社アピタ高蔵寺店																																							
株式会社カーマ																																							
株式会社ケーヨー																																							
株式会社エンチャー																																							
株式会社ホームセンターアント																																							
株式会社オークワ																																							
株式会社バローホールディングス																																							
(略)	(略)																																						

頁	行	修正前	修正後	備考												
151	13	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定 (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">協 定 先</th> <th style="width: 50%;">物 資 の 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー 株式会社エンチャー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ</td> <td>医薬品・医療用品、 寝具・衣料、日用品、 燃料、その他の物資</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 先	物 資 の 種 別	尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー 株式会社エンチャー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ	医薬品・医療用品、 寝具・衣料、日用品、 燃料、その他の物資	(略)	(略)	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定 (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">協 定 先</th> <th style="width: 50%;">物 資 の 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー 株式会社エンチャー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス</td> <td>医薬品・医療用品、 寝具・衣料、日用品、 燃料、その他の物資</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協 定 先	物 資 の 種 別	尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー 株式会社エンチャー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	医薬品・医療用品、 寝具・衣料、日用品、 燃料、その他の物資	(略)	(略)	協定の締結
協 定 先	物 資 の 種 別															
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー 株式会社エンチャー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ	医薬品・医療用品、 寝具・衣料、日用品、 燃料、その他の物資															
(略)	(略)															
協 定 先	物 資 の 種 別															
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 株式会社カーマ 株式会社ケーヨー 株式会社エンチャー 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス	医薬品・医療用品、 寝具・衣料、日用品、 燃料、その他の物資															
(略)	(略)															
154	8	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (1) 健康管理対策 災害の規模等必要に応じ、春日井保健所及び関係機関と連携して保健師、歯科衛生士による巡回保健班を編成し、被災者に次の巡回健康相談、健康管理対策を実施する。 (追加) ア～エ (略)	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (1) 健康管理対策 災害の規模等必要に応じ、春日井保健所及び関係機関と連携して保健師、歯科衛生士による巡回保健班を編成し、被災者に次の巡回健康相談、健康管理対策を実施する。 <u>特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u> ア～エ (略)	対策の追加												

頁	行	修正前	修正後	備考
159	12	<p>第6節 住宅の確保</p> <p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>(7) 災害救助法の適用</p> <p>ア 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>イ (略)</p>	<p>第6節 住宅の確保</p> <p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>(7) 災害救助法の適用</p> <p>ア 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>イ (略)</p>	災害救助法に関する記載の充実
161	9	<p>第7節 防疫</p> <p>2 感染症患者等に対する措置</p> <p>(2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、技術部により生活の用に供される水の供給を実施する。</u></p>	<p>第7節 防疫</p> <p>2 感染症患者等に対する措置</p> <p>(2) <u>感染症法に基づき、技術部により生活の用に供される水の供給を実施する。</u></p>	表記の整理
163	23	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p>	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、<u>協定締結団体の協力を得つつ</u>、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p>	表記の整理
168	1	<p>第6章 要配慮者対策</p> <p>第1節 支援対策</p> <p>4 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(1) 避難のための情報伝達</p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、外部放送設備や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p>	<p>第6章 要配慮者対策</p> <p>第1節 支援対策</p> <p>4 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(1) 避難のための情報伝達</p> <p>避難行動要支援者に対しては、外部放送設備や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																														
186	7	第9章 廃棄物対策 第2節 し尿の収集及び処理 2 収集・処理方法 (2) 収集したし尿については、 <u>衛生プラントの処理能力を上回ると判断される</u> ときは、 <u>下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能を確認の上、汚水マンホール等から直接投入する。</u>	第9章 廃棄物対策 第2節 し尿の収集及び処理 2 収集・処理方法 (2) 収集したし尿については、 <u>衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。</u> なお、 <u>収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断される</u> ときは、 <u>下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。</u>	対策の追加																																																																																														
192	30	第11章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立小・中学校等児童生徒分</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与				市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）	埋葬	市（県が委任）		死体の捜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		第11章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立小・中学校等児童生徒分</td> <td>市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県（県民文化部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与				市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）	埋葬	市（県が委任）		死体の捜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		名称の変更
救助の種類	実施者																																																																																																	
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																																	
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																																																																	
食品の給与	市（県が委任）																																																																																																	
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																																	
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																																	
医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																																	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）																																																																																																
学用品の給与																																																																																																		
	市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																																
	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																																																																																																
埋葬	市（県が委任）																																																																																																	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）																																																																																																	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																																																																																	
救助の種類	実施者																																																																																																	
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																																	
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																																																																	
食品の給与	市（県が委任）																																																																																																	
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																																	
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																																	
医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																																	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）																																																																																																
学用品の給与																																																																																																		
	市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																																
	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）																																																																																																
埋葬	市（県が委任）																																																																																																	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）																																																																																																	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																																																																																	

頁	行	修正前	修正後	備考
195	22	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金の支給 (4) 被災者生活再建支援金 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金の支給 (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。 イ 市は、<u>春日井市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</u> なお、支給する支援金の2分の1は県の補助となっている。</p>	<p>対策の追加</p>
196	14	<p>5 住宅の建設 住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅の再建又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。 (1) 応急仮設住宅 (略) (2) 災害公営住宅の建設 (略)</p>	<p>第3節 住宅等対策 【技術部】 住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅の再建又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。 1 応急仮設住宅 (略) 2 災害公営住宅の建設 (略)</p>	<p>構成の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<u>③ 相談窓口の設置</u> (略)	<u>3 相談窓口の設置</u> (略)	
196	29	6 <u>暴力団等の排除</u> <u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。</u>	(削除) ※本編 第4章 1に記載	構成の整理
197	1	第3節 市税の徴収猶予、減免等 (略)	第4節 市税の徴収猶予、減免等 (略)	構成の整理
197	13	第4節 復旧に係る資金融資 2 中小企業融資 災害により被害を受けた中小企業者に対しては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保障による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。	第5節 復旧に係る資金融資 2 中小企業融資 災害により被害を受けた中小企業者に対しては、 <u>県の小規模企業等振興資金(災害復旧資金)、中小企業組織強化資金(災害復旧資金)</u> 等を始めとして、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付、信用保証協会の保証等</u> による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。	構成の整理 表記の整理
202	2	第3章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ア～ウ (略) エ その他の財政援助及び助成 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例</u> (オ)～(ク)	第3章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ア～ウ (略) エ その他の財政援助及び助成 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u> (オ)～(ク)	名称の変更
203	1	第4章 暴力団等への対策 1 復旧・復興事業からの暴力団排除 復旧・復興事業については、 <u>暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u>	第4章 暴力団等への対策 1 復旧・復興事業からの <u>暴力団等の排除</u> <u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するとともに、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動を徹底する。</u>	表記の整理

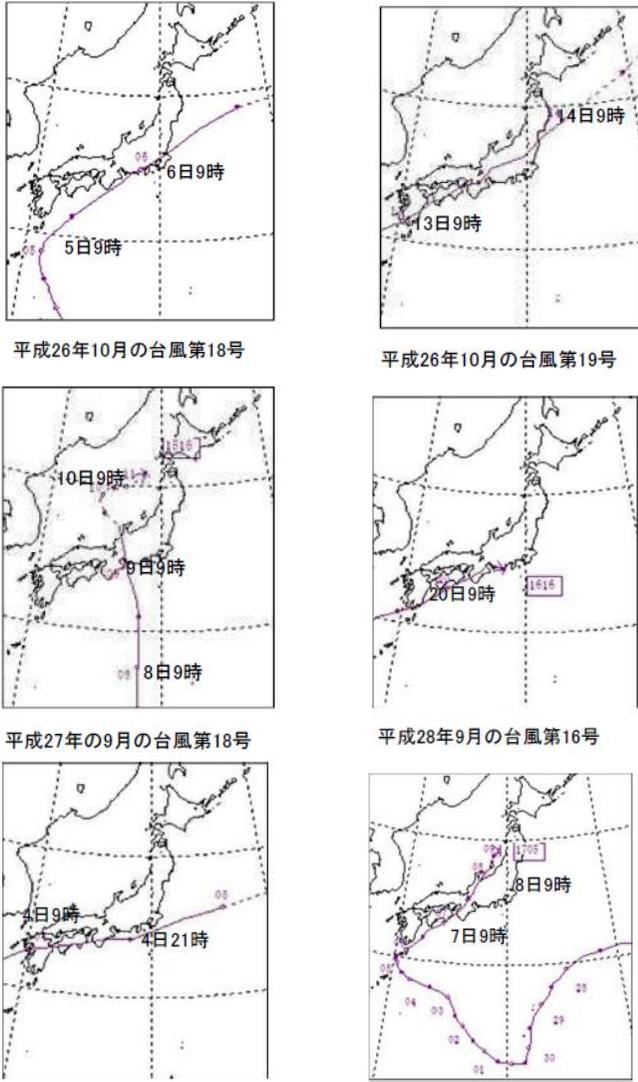
頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		2 公の施設からの暴力団排除 (略)	2 公の施設からの暴力団等の排除 (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
206	1	資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等	情報の追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th colspan="3">気 温</th> <th colspan="2">風 速</th> <th rowspan="2">降雨日数</th> <th rowspan="2">降 雨 量</th> <th rowspan="2">日最大 月 日</th> <th rowspan="2">降 雨 量</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平均</th> <th>最高</th> </tr> <tr> <th></th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>m</th> <th>m</th> <th>日</th> <th>mm</th> <th></th> <th>mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>16.4</td> <td>37.0</td> <td>-2.4</td> <td>3.6</td> <td>18.6</td> <td>107</td> <td>1,517.0</td> <td>9月20日</td> <td>193.5</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>15.8</td> <td>37.4</td> <td>-5.3</td> <td>3.6</td> <td>23.5</td> <td>99</td> <td>1,192.0</td> <td>9月30日</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>16.4</td> <td>37.8</td> <td>-3.4</td> <td>3.7</td> <td>20.6</td> <td>91</td> <td>1,126.5</td> <td>9月4日</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16.1</td> <td>37.8</td> <td>-2.0</td> <td>3.7</td> <td>18.8</td> <td>111</td> <td>1,247.0</td> <td>8月6日</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>16.7</td> <td>42.0</td> <td>-1.7</td> <td>3.5</td> <td>22.5</td> <td>117</td> <td>1,565.5</td> <td>8月29日</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>27年 1</td> <td>5.0</td> <td>12.8</td> <td>-1.7</td> <td>4.4</td> <td>16.0</td> <td>6</td> <td>80.5</td> <td>1月26日</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5.4</td> <td>15.2</td> <td>-1.7</td> <td>4.0</td> <td>15.4</td> <td>6</td> <td>16.5</td> <td>2月26日</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9.9</td> <td>24.0</td> <td>-1.1</td> <td>3.8</td> <td>15.4</td> <td>11</td> <td>107.0</td> <td>3月18日</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>15.5</td> <td>29.5</td> <td>6.0</td> <td>3.2</td> <td>12.9</td> <td>14</td> <td>112.0</td> <td>4月5日</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>21.9</td> <td>34.4</td> <td>11.4</td> <td>3.6</td> <td>14.2</td> <td>6</td> <td>95.5</td> <td>5月12日</td> <td>47.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>22.7</td> <td>34.2</td> <td>12.8</td> <td>3.3</td> <td>14.4</td> <td>12</td> <td>164.5</td> <td>6月26日</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>27.0</td> <td>39.1</td> <td>18.5</td> <td>3.3</td> <td>13.5</td> <td>14</td> <td>195.0</td> <td>7月1日</td> <td>47.5</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>28.3</td> <td>42.0</td> <td>19.9</td> <td>3.0</td> <td>14.8</td> <td>13</td> <td>289.5</td> <td>8月29日</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>23.0</td> <td>33.3</td> <td>15.7</td> <td>3.2</td> <td>22.5</td> <td>13</td> <td>242.5</td> <td>9月6日</td> <td>55.5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>18.4</td> <td>28.1</td> <td>8.3</td> <td>3.5</td> <td>14.6</td> <td>6</td> <td>84.0</td> <td>10月11日</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>14.0</td> <td>24.2</td> <td>3.3</td> <td>2.6</td> <td>14.6</td> <td>9</td> <td>115.5</td> <td>11月9日</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>9.2</td> <td>22.3</td> <td>0.0</td> <td>3.6</td> <td>15.7</td> <td>7</td> <td>83.0</td> <td>12月11日</td> <td>51.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：春日井市統計書 平成28年版</p>	年 月		気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大 月 日	降 雨 量	平均	最高	最低	平均	最高		℃	℃	℃	m	m	日	mm		mm	平成23年	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	27年 1	5.0	12.8	-1.7	4.4	16.0	6	80.5	1月26日	25.0	2	5.4	15.2	-1.7	4.0	15.4	6	16.5	2月26日	7.0	3	9.9	24.0	-1.1	3.8	15.4	11	107.0	3月18日	34.5	4	15.5	29.5	6.0	3.2	12.9	14	112.0	4月5日	23.5	5	21.9	34.4	11.4	3.6	14.2	6	95.5	5月12日	47.0	6	22.7	34.2	12.8	3.3	14.4	12	164.5	6月26日	38.0	7	27.0	39.1	18.5	3.3	13.5	14	195.0	7月1日	47.5	8	28.3	42.0	19.9	3.0	14.8	13	289.5	8月29日	57.0	9	23.0	33.3	15.7	3.2	22.5	13	242.5	9月6日	55.5	10	18.4	28.1	8.3	3.5	14.6	6	84.0	10月11日	29.0	11	14.0	24.2	3.3	2.6	14.6	9	115.5	11月9日	20.0	12	9.2	22.3	0.0	3.6	15.7	7	83.0	12月11日	51.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th colspan="3">気 温</th> <th colspan="2">風 速</th> <th rowspan="2">降雨日数</th> <th rowspan="2">降 雨 量</th> <th rowspan="2">日最大 月 日</th> <th rowspan="2">降 雨 量</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平均</th> <th>最高</th> </tr> <tr> <th></th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>m</th> <th>m</th> <th>日</th> <th>mm</th> <th></th> <th>mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>15.8</td> <td>37.4</td> <td>-5.3</td> <td>3.6</td> <td>23.5</td> <td>99</td> <td>1,192.0</td> <td>9月30日</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>16.4</td> <td>37.8</td> <td>-3.4</td> <td>3.7</td> <td>20.6</td> <td>91</td> <td>1,126.5</td> <td>9月4日</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16.1</td> <td>37.8</td> <td>-2.0</td> <td>3.7</td> <td>18.8</td> <td>111</td> <td>1,247.0</td> <td>8月6日</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>16.7</td> <td>42.0</td> <td>-1.7</td> <td>3.5</td> <td>22.5</td> <td>117</td> <td>1,565.5</td> <td>8月29日</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>17.1</td> <td>39.2</td> <td>-5.0</td> <td>3.4</td> <td>16.6</td> <td>114</td> <td>1,506.5</td> <td>9月20日</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>28年 1</td> <td>5.6</td> <td>16.5</td> <td>-5.0</td> <td>3.4</td> <td>13.0</td> <td>5</td> <td>43.0</td> <td>1月29日</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6.5</td> <td>21.6</td> <td>-2.5</td> <td>3.9</td> <td>14.5</td> <td>6</td> <td>63.5</td> <td>2月20日</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10.7</td> <td>22.5</td> <td>-0.7</td> <td>4.1</td> <td>14.6</td> <td>6</td> <td>99.0</td> <td>3月19日</td> <td>51.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>16.1</td> <td>27.5</td> <td>4.5</td> <td>4.1</td> <td>16.6</td> <td>10</td> <td>164.5</td> <td>4月4日</td> <td>48.5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>21.1</td> <td>34.1</td> <td>12.3</td> <td>3.6</td> <td>13.6</td> <td>12</td> <td>113.5</td> <td>5月17日</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>23.4</td> <td>36.0</td> <td>14.1</td> <td>3.2</td> <td>13.4</td> <td>14</td> <td>201.5</td> <td>6月23日</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>27.2</td> <td>38.0</td> <td>19.9</td> <td>2.7</td> <td>13.3</td> <td>7</td> <td>126.0</td> <td>7月9日</td> <td>51.0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>28.8</td> <td>39.2</td> <td>19.8</td> <td>3.1</td> <td>12.7</td> <td>10</td> <td>103.5</td> <td>8月2日</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>25.2</td> <td>35.6</td> <td>16.7</td> <td>2.9</td> <td>15.7</td> <td>18</td> <td>325.5</td> <td>9月20日</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>19.6</td> <td>31.7</td> <td>9.0</td> <td>3.3</td> <td>12.9</td> <td>10</td> <td>134.0</td> <td>10月17日</td> <td>47.0</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>12.4</td> <td>22.4</td> <td>3.4</td> <td>3.4</td> <td>14.4</td> <td>10</td> <td>64.0</td> <td>11月27日</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>8.4</td> <td>19.3</td> <td>-0.1</td> <td>3.5</td> <td>14.2</td> <td>6</td> <td>68.5</td> <td>12月13日</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：春日井市統計書 平成29年版</p>	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大 月 日	降 雨 量	平均	最高	最低	平均	最高		℃	℃	℃	m	m	日	mm		mm	平成24年	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5	28年 1	5.6	16.5	-5.0	3.4	13.0	5	43.0	1月29日	23.0	2	6.5	21.6	-2.5	3.9	14.5	6	63.5	2月20日	25.5	3	10.7	22.5	-0.7	4.1	14.6	6	99.0	3月19日	51.0	4	16.1	27.5	4.5	4.1	16.6	10	164.5	4月4日	48.5	5	21.1	34.1	12.3	3.6	13.6	12	113.5	5月17日	22.0	6	23.4	36.0	14.1	3.2	13.4	14	201.5	6月23日	60.0	7	27.2	38.0	19.9	2.7	13.3	7	126.0	7月9日	51.0	8	28.8	39.2	19.8	3.1	12.7	10	103.5	8月2日	44.0	9	25.2	35.6	16.7	2.9	15.7	18	325.5	9月20日	99.5	10	19.6	31.7	9.0	3.3	12.9	10	134.0	10月17日	47.0	11	12.4	22.4	3.4	3.4	14.4	10	64.0	11月27日	21.0	12	8.4	19.3	-0.1	3.5	14.2	6	68.5	12月13日
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大 月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平均	最高	最低	平均	最高																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	℃	℃	℃	m	m	日	mm		mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
平成23年	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
27年 1	5.0	12.8	-1.7	4.4	16.0	6	80.5	1月26日	25.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	5.4	15.2	-1.7	4.0	15.4	6	16.5	2月26日	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	9.9	24.0	-1.1	3.8	15.4	11	107.0	3月18日	34.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	15.5	29.5	6.0	3.2	12.9	14	112.0	4月5日	23.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	21.9	34.4	11.4	3.6	14.2	6	95.5	5月12日	47.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	22.7	34.2	12.8	3.3	14.4	12	164.5	6月26日	38.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7	27.0	39.1	18.5	3.3	13.5	14	195.0	7月1日	47.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	28.3	42.0	19.9	3.0	14.8	13	289.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	23.0	33.3	15.7	3.2	22.5	13	242.5	9月6日	55.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	18.4	28.1	8.3	3.5	14.6	6	84.0	10月11日	29.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	14.0	24.2	3.3	2.6	14.6	9	115.5	11月9日	20.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	9.2	22.3	0.0	3.6	15.7	7	83.0	12月11日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大 月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平均	最高	最低	平均	最高																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	℃	℃	℃	m	m	日	mm		mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
平成24年	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
28年 1	5.6	16.5	-5.0	3.4	13.0	5	43.0	1月29日	23.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	6.5	21.6	-2.5	3.9	14.5	6	63.5	2月20日	25.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	10.7	22.5	-0.7	4.1	14.6	6	99.0	3月19日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	16.1	27.5	4.5	4.1	16.6	10	164.5	4月4日	48.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	21.1	34.1	12.3	3.6	13.6	12	113.5	5月17日	22.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	23.4	36.0	14.1	3.2	13.4	14	201.5	6月23日	60.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7	27.2	38.0	19.9	2.7	13.3	7	126.0	7月9日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	28.8	39.2	19.8	3.1	12.7	10	103.5	8月2日	44.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	25.2	35.6	16.7	2.9	15.7	18	325.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	19.6	31.7	9.0	3.3	12.9	10	134.0	10月17日	47.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	12.4	22.4	3.4	3.4	14.4	10	64.0	11月27日	21.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	8.4	19.3	-0.1	3.5	14.2	6	68.5	12月13日	25.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
207	1	(2) 警報・注意報発表状況 (単位 回) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th rowspan="2">警 報</th> <th colspan="4">注意報</th> <th colspan="5">注意報</th> </tr> <tr> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>暴風</th> <th>その他</th> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>雷</th> <th>強風</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>252</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>74</td> <td>25</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>287</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>88</td> <td>36</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>272</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>181</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>51</td> <td>12</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>27年 1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成28年版</p>	年 月	警 報	注意報				注意報					大雨	洪水	暴風	その他	大雨	洪水	雷	強風	その他	平成23年	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81	24	28	13	11	3	1	287	45	41	88	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96	27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	27年 1	0	0	0	0	0	13	0	0	1	4	8	2	0	0	0	0	0	12	0	0	0	2	10	3	0	0	0	0	0	21	1	0	1	2	17	4	0	0	0	0	0	11	0	0	4	0	7	5	0	0	0	0	0	18	1	1	4	1	11	6	0	0	0	0	0	10	2	1	5	0	2	7	0	0	0	0	0	14	2	2	8	0	2	8	4	2	2	0	0	33	10	9	14	0	0	9	2	1	0	1	0	25	7	6	7	2	3	10	6	2	2	2	0	12	1	1	4	0	6	11	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	3	12	0	0	0	0	0	7	1	0	1	1	4	(2) 警報・注意報発表状況 (単位 回) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th rowspan="2">警 報</th> <th colspan="4">注意報</th> <th colspan="5">注意報</th> </tr> <tr> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>暴風</th> <th>その他</th> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>雷</th> <th>強風</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>267</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>68</td> <td>36</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>272</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>181</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>51</td> <td>12</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td>1</td> <td>216</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>69</td> <td>9</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>28年 1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成29年版</p>	年 月	警 報	注意報				注意報					大雨	洪水	暴風	その他	大雨	洪水	雷	強風	その他	平成24年	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96	27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	28	11	5	5		1	216	33	34	69	9	71	28年 1	1	0	0	0	1	11	0	0	0	0	11	2	0	0	0	0	0	14	1	1	4	0	8	3	0	0	0	0	0	18	0	1	3	0	14	4	0	0	0	0	0	20	2	2	4	3	9	5	0	0	0	0	0	18	3	2	4	2	7	6	0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2	7	0	0	0	0	0	18	4	4	10	0	0	8	6	3	3	0	0	39	10	10	17	0	2	9	4	2	2	0	0	24	7	8	8	1	0	10	0	0	0	0	0	18	3	3	6	1	5	11	0	0	0	0	0	9	0	0	3	1	5	12	0	0	0	0	0	12	0	0	3	1	8	情報の追加
年 月	警 報	注意報				注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		大雨	洪水	暴風	その他	大雨	洪水	雷	強風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平成23年	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	28	13	11	3	1	287	45	41	88	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
27年 1	0	0	0	0	0	13	0	0	1	4	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	0	0	0	0	0	12	0	0	0	2	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	0	0	0	0	0	21	1	0	1	2	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	0	0	0	0	0	11	0	0	4	0	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	0	0	0	0	0	18	1	1	4	1	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	0	0	0	0	0	10	2	1	5	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	0	0	0	0	0	14	2	2	8	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	4	2	2	0	0	33	10	9	14	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	2	1	0	1	0	25	7	6	7	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	6	2	2	2	0	12	1	1	4	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	0	0	0	0	0	7	1	0	1	1	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
年 月	警 報	注意報				注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		大雨	洪水	暴風	その他	大雨	洪水	雷	強風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平成24年	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	11	5	5		1	216	33	34	69	9	71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
28年 1	1	0	0	0	1	11	0	0	0	0	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	0	0	0	0	0	14	1	1	4	0	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	0	0	0	0	0	18	0	1	3	0	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	0	0	0	0	0	20	2	2	4	3	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	0	0	0	0	0	18	3	2	4	2	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	0	0	0	0	0	18	4	4	10	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	6	3	3	0	0	39	10	10	17	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	4	2	2	0	0	24	7	8	8	1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	0	0	0	0	0	18	3	3	6	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	0	0	0	0	0	9	0	0	3	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	0	0	0	0	0	12	0	0	3	1	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
226	27	資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～24 (略) (追加)	資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～24 (略) 25 平成26年10月5日～6日の台風第18号 <u>台風第18号は、9月29日15時にトラック諸島近海で発生し、10月2日9時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4日9時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5日9時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6日3時には潮岬の南南西の海上、6日6時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて6日9時には静岡市付近、6日11時には東京23区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6日21</u>	情報の追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p>時に日本の東で温帯低気圧に変わった。</p> <p>愛知県では、降り始めの5日1時から6日12時までの降水量は、豊橋市神野新田町で222.5mm、田原市伊良湖で187.0mm、新城市作手高里木戸口で179.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速21.8m/s、最大瞬間風速27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速19.3m/s、最大瞬間風速32.2m/sを観測した。</p> <p>26 平成26年10月13日～14日の台風第19号</p> <p>台風第19号は、10月3日21時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7日21時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら10日3時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12日3時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12日夜遅くには進路を東に変え、13日8時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13日9時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13日14時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13日23時には愛知県一宮市付近を通過し、14日0時には岐阜県郡上市付近に進み、14日6時には三陸沖に進んだ後、14日9時には温帯低気圧に変わった。</p> <p>愛知県では、降り始めの13日2時から14日4時までの降水量は、豊田市阿蔵町で125.5mm、愛西市江西町で125.0mm、豊根村茶臼山で124.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速22.0m/s、最大瞬間風速28.8m/sを観測した。海上では波の高さが7mの大しけとなった。潮位は、衣浦で10月13日19時38分に最大潮位偏差(瞬間値)77cm、10月13日19時38分に最高潮位(瞬間値)標高147cm、名古屋で10月13日19時42分に最大潮位偏差(瞬間値)73cm、10月13日19時42分に最高潮位(瞬間値)標高150cmを観測した。</p> <p>27 平成27年9月9日の台風第18号</p> <p>台風第18号は、9月7日3時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8日3時には硫黄島の西北西を時速25キロで北へ進み、8日9時には父島の西に達した。台風は9日1時には八丈島の西南西を時速25キロで北北西に進み、9</p>	<p>情報の追加</p> <p>情報の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p><u>日7時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9日11時には愛知県名古屋市付近、13時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9日21時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。</u></p> <p><u>愛知県では、降り始めの7日13時から10日9時までの降水量は、西尾市一色町で219.5mm、田原市伊良湖で212.5mm、南知多町豊丘で210.5mmを観測した。風については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速17.8m/s、最大瞬間風速28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速15.9m/s、最大瞬間風速30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速14.3m/s、最大瞬間風速30.1m/sを観測した。</u></p> <p><u>28 平成28年9月19日～20日の台風第16号</u></p> <p><u>台風第16号は、9月13日3時にフィリピンの東で発生し、20日0時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20日13時頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20日21時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。</u></p> <p><u>愛知県では19日17時までの1時間に岡崎市木下町(愛知県雨量計)で103mmの雨を解析した。また、20日17時23分までの1時間に、蟹江町蟹江で61.0mmの雨を解析した。19日0時から20日24時までの48時間解析雨量積算では、西三河南部で300mmを超える雨量を解析した。</u></p> <p><u>29 平成29年7月4日～5日の台風第3号</u></p> <p><u>台風第3号は、7月2日9時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3日は東シナ海を北東へ進み、4日8時頃に長崎市付近に上陸した。その後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4日12時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4日17時前に和歌山県田辺市に上陸し、4日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5日9時には日本の東で温帯低気圧に変わった。</u></p> <p><u>愛知県では、4日18時30分までの1時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約70mmの雨を解析し、0時から24時までの解</u></p>	<p>情報の追加</p> <p>情報の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(注) (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 28 年修正）</p>	<p>析雨量は 150mm を超える雨量を解析した。 30 平成 29 年 8 月 7 日の台風第 5 号 台風第 5 号は 7 月 21 日 9 時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29 日には父島の東を南西に進み、8 月 1 日には日本の南で北西に向きを変え、6 日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7 日 10 時頃に高知県室戸市付近を通過し、7 日 15 時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7 日 19 時には三重県伊賀市付近を通過し、8 日 5 時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8 日 18 時に新潟県佐渡市付近に達した後、9 日 3 時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。 愛知県では、降り始めの 7 日 0 時から 8 日 24 時までの降水量は豊根村茶臼山で 224.5mm、豊田市阿蔵で 203.0mm を観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速 22.7m/s、最大瞬間風速 28.3m/s を観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。 31 平成 29 年 9 月 17 日～18 日の台風第 18 号 台風第 18 号は、9 月 9 日 21 時にマリアナ諸島で発生し、11 日から 12 日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進んだ。16 日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17 日 11 時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17 日 22 時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18 日北海道を北北東に進み、18 日 21 時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。 愛知県ではセントレアで最大風速 24.5m/s、最大瞬間風速は 32.4m/s、名古屋市で最大風速 16.5m/s、最大瞬間風速 30.8m/s を観測した。 (注) (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 29 年修正）</p>	<p>情報の追加</p> <p>情報の追加</p>
227	1	東海地方に影響のあった主な台風（進路図） （追加）	東海地方に影響のあった主な台風（進路図）	

頁	行	修正前	修正後	備考
			 <p>平成26年10月の台風第18号</p> <p>平成26年10月の台風第19号</p> <p>平成27年の9月の台風第18号</p> <p>平成28年9月の台風第16号</p> <p>平成29年7月の台風第3号</p> <p>平成29年8月の台風第5号</p>	情報の追加

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																		
			 <p>平成29年8月の台風第18号</p>																																																																																			
		資料：愛知県地域防災計画附属資料	資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成29年修正）																																																																																			
231	1	資料7 水こう門	資料7 水こう門	構造の修正 数値の修正 名称の修正																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">巡視責任者</th> <th colspan="3">排水樋門</th> <th rowspan="2">構造</th> </tr> <tr> <th>高さ(m)</th> <th>幅(m)</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>桜佐町 (庄内川)</td> <td rowspan="4">排水樋門</td> <td rowspan="4">上条用水土地改良区</td> <td rowspan="4">産業部長</td> <td>1.4</td> <td>1.3</td> <td>1</td> <td rowspan="4">鋼製手動式スルゲート</td> </tr> <tr> <td>熊野町 (庄内川)</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大留町 (庄内川)</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上条町 (庄内川)</td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造	高さ(m)	幅(m)	数	(略)								桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用水土地改良区	産業部長	1.4	1.3	1	鋼製手動式スルゲート	熊野町 (庄内川)	1.2	1.2	1	大留町 (庄内川)	1.4	1.2	1	上条町 (庄内川)	1.0	1.6	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">巡視責任者</th> <th colspan="3">排水樋門</th> <th rowspan="2">構造</th> </tr> <tr> <th>高さ(m)</th> <th>幅(m)</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>桜佐町 (庄内川)</td> <td>排水樋門</td> <td rowspan="4">上条用水土地改良区</td> <td rowspan="4">産業部長</td> <td>1.84</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td rowspan="2">鋼製電動式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>熊野町 (庄内川)</td> <td rowspan="2">取水樋門</td> <td>1.52</td> <td>2.0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大留町 (庄内川)</td> <td>高貝用水土地改良区</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1</td> <td rowspan="2">鋼製手動式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>上条町 (庄内川)</td> <td>上条用水土地改良区</td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造	高さ(m)	幅(m)	数	(略)								桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用水土地改良区	産業部長	1.84	1.5	1	鋼製電動式スライドゲート	熊野町 (庄内川)	取水樋門	1.52	2.0	1	大留町 (庄内川)	高貝用水土地改良区	1.2	1.2	1	鋼製手動式スライドゲート	上条町 (庄内川)	上条用水土地改良区	1.0	1.6	1	
位置	名称	管理責任者					巡視責任者	排水樋門			構造																																																																											
			高さ(m)	幅(m)	数																																																																																	
(略)																																																																																						
桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用水土地改良区	産業部長	1.4	1.3	1	鋼製手動式スルゲート																																																																															
熊野町 (庄内川)				1.2	1.2	1																																																																																
大留町 (庄内川)				1.4	1.2	1																																																																																
上条町 (庄内川)				1.0	1.6	1																																																																																
位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造																																																																															
				高さ(m)	幅(m)	数																																																																																
(略)																																																																																						
桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用水土地改良区	産業部長	1.84	1.5	1	鋼製電動式スライドゲート																																																																															
熊野町 (庄内川)	取水樋門			1.52	2.0	1																																																																																
大留町 (庄内川)				高貝用水土地改良区	1.2	1.2	1	鋼製手動式スライドゲート																																																																														
上条町 (庄内川)	上条用水土地改良区			1.0	1.6	1																																																																																

頁	行	修正前							修正後							備考
		大手町 (新木津用水)	木津用水 土地改良区		1.5	7.7	1	鋼製電動式 スルゲート	大手町 (新木津用水)	排水 樋門	木津用水 土地改良区		1.5	7.7	1	鋼製電動式 スルゲート
		朝宮町 (新木津用水)			1.5	4.15	1		朝宮町 (新木津用水)				1.5	4.15	1	
		桜佐町 (内津川)			上条用水 土地改良区	5.89	2.9		1				桜佐町 (内津川)	上条用水 土地改良区	1.5	1.5
232	3	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌							資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌							対策の整理 体制の整理 構成の整理
		部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌				部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌						
		本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	(略)				本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	(略)						
		「総務班」 ◎総務課長 ○交通対策課長	「総務班」 総務課 交通対策課	(略)				「総務班」 ◎総務課長 (削除)	「総務班」 総務課 (削除)	(略)						
		情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	(略)				情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	(略)						
			「収集整理班」 (略)	1 (略) 2 (略) 3 市内避難勧告状況、避難所開設状況の把握、記録に関する事 4～8 (略)					「収集整理班」 (略)	1 (略) 2 (略) 3 市内避難情報、避難所開設状況の把握、記録に関する事 4～8 (略)						

頁	行	修正前			修正後			備考
		技術部 (略)	(略)	(共通事項) 1 所管工事現場の災害防止に関すること。 2 その他土木建築の技術面に関すること。 3 <u>災害情報室における電話当番職員(3名)の配置に関すること。</u> (水防に関すること) (略) (調査に関すること) (略) (復旧に関すること) (略) (給水に関すること) (略)	技術部 (略)	(略)	(共通事項) 1 所管工事現場の災害防止に関すること。 2 その他土木建築の技術面に関すること。 (削除) (水防に関すること) (略) (調査に関すること) (略) (復旧に関すること) (略) (給水に関すること) (略)	
		避難部 (略)	(略)	1～3 (略) 4 被害状況に応じた避難所内の <u>避難場所の決定</u> に関すること。 5～10 (略)	避難部 (略)	(略)	1～3 (略) 4 被害状況に応じた避難所内の <u>安全確保</u> に関すること。 5～10 (略)	
		救護福祉部 (略)	「救護班」 (略)	(略)	救護福祉部 (略)	「救護班」 (略)	(略)	
			「要配慮者班」 (略)	1～7 (略) (追加) 8 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 9 その他被災者の福祉に		「要配慮者班」 (略)	1～7 (略) 8 <u>被災者生活再建支援金</u> に関すること 9 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 10 その他被災者の福祉に	

頁	行	修正前			修正後			備考
				関すること。			関すること。	
		衛生部 (略)	(略)	1～8 (略) (追加)	衛生部 (略)	(略)	1～8 (略) 9 技術部の活動応援に 関すること。(第1次非常配備 態勢以上)	
		会計部 (略)	会計課	(略)	会計部 (略)	会計課	(略)	
		(追加)			消防補助員		1 指定避難所業務に 関すること。(施設管理者、 避難部、救護福祉部と連携) 2 避難部への指定避難所 業務状況の報告に 関すること。 3 指定避難所防災資器材 の点検確認に 関すること。 4 土のう搬送・作成に 関すること。 5 技術部の活動に 関すること。 6 情報管理部広報伝達班、 市民窓口部、技術部の 活動応援に 関すること。 7 その他防災活動全般に 関すること。	
					施設設備	指定避難所	1 施設・設備の点検、被害 状況の確認に 関すること。 2 施設・設備被害の応急措	

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p><u>置及び復旧活動に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>3 指定避難所業務に関する</u> <u>こと。(消防補助員、避</u> <u>難部、救護福祉部と連携)</u></p> <p><u>4 防災資器材の点検確認</u> <u>に関すること。</u></p> <p><u>5 主管課への被害状況報</u> <u>告に関すること。</u></p>	
			<p><u>福祉避難所</u></p> <p><u>1 施設・設備の点検、被害</u> <u>状況の確認に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>2 防災資器材の点検確認</u> <u>に関すること。</u></p> <p><u>3 福祉避難所業務に関する</u> <u>こと。(避難部、救護福</u> <u>祉部と協働する。)</u></p> <p><u>4 避難部への福祉避難所</u> <u>業務状況の報告に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>5 施設・設備被害の応急措</u> <u>置及び復旧活動に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>6 主管課への被害状況報</u> <u>告に関すること。</u></p>	
			<p><u>その他施設</u></p> <p><u>1 施設・設備の点検、被害</u> <u>状況の確認に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>2 施設・設備被害の応急措</u> <u>置及び復旧活動に関する</u> <u>こと。</u></p>	

頁	行	修正前	修正後		備考
				<u>3 主管課への被害状況報告に関すること。</u> <u>4 追認避難所となった場合の避難所業務に関すること。</u>	